

# 岐阜県公報

第二千四百三十六号

(金曜日)

平成二十五年四月十二日

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 建築基準法に基づく道路の位置指定
- 建築士事務所の処分
- 保安林の指定

公 示

- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 公共測量の終了
- 開発行為の工事の完了
- 土地改良区役員の退任及び就任

(商業流通課) 一六三	
(同 ) 一六三	
(用地課) 一六四	
(建築指導課) 一六五	
(西濃農林事務所) 一六五	
(恵那農林事務所) 一六六	

岐阜県告示第一百三十四号  
第五十七号) 第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、  
同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 筆

区域の名称	区域の所在	区域の表示
馬道ヶ峰東	恵那市山岡町田代	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笹平	恵那市山岡町田代	急傾斜地の崩壊
萩原3	恵那市山岡町田代	急傾斜地の崩壊
猿爪2	恵那市山岡町田代	急傾斜地の崩壊
笹平1沢	恵那市山岡町田代	急傾斜地の崩壊
猿爪1沢	恵那市山岡町田代	急傾斜地の崩壊
東町3沢	恵那市山岡町田代	急傾斜地の崩壊
東町4沢	恵那市山岡町原	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第一百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩利山後	山県市梅原七日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗野東4丁目	山県市高富田倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸野田1	山県市高富森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第一百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地域	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上切1	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。）

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
馬道ヶ峰東	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹平	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第一百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年四月一日

岐阜県知事  
古田  
肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太郎丸野田1 岩利山後	山県市梅原七日市 山県市高富森	次の図のとおり	
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次とのおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事  
古田  
肇

区域の名称	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	原因となる自然現象の種類
区域の所在地	次の図のとおり	土砂災害の発生
上切1	加茂郡富加町加治田	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第一二百四十九号  
建築基準法（昭和一十五年法律第一百一号）第四十一一条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和一十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

岐阜県知事 古田

位 置	幅員 トルメートル	延長 メートル	指定番号
九 瑞穂市別府字堤内四ノ町一一五九番	四〇三 四・三	四・三五	一一二
羽島郡笠松町無動寺字定広一三番五	四・全	二五〇 二・五	二八
号岐建築第九 の二八	号岐建築第九 の二四	平成 一・五	同 一・七

岐阜建築事務所

西濃建築事務所

位  
置  
ト ル メ 帯  
ル メ ト 長  
指 定 番 号  
年 指 月 日 定

揖斐郡大野町大字公郷字十六ノ坪一 九〇〇番九一一大字公郷字十六ノ坪二	六・〇〇 四・五〇 三・五二	二・三 二・三	同 同	西五建第一 平成三・一五
---------------------------------------	----------------------	------------	--------	-----------------

位 置	幅 員 (メー トル)	延 長 (メート ル)	指 定 番 号	年 指 定 月 日
美濃加茂市下米田町小山字上井領九 七四番四及び九七九番の一部	六・〇〇 四・五五 三・五〇	五・七 四・五 三・五	中建築第三 七号の二四 同二・五	平成二・四
関市宋町四丁目八九番四及び同番四 地先法定外公共物(道路、水路)の一部	六・〇〇 四・五五 三・五〇	五・七 四・五 三・五	中建築第三 七号の二三 同二・五	平成二・四
同市小屋名字西屋敷一〇九番四	六・〇〇 四・五五 三・五〇	五・七 四・五 三・五	中建築第三 七号の二五 同二・五	平成二・四
美濃加茂市新池町二丁目字寺田一五八 六五番七から同町二丁目字下平一五八	六・〇〇 四・五五 三・五〇	五・七 四・五 三・五	中建築第三 七号の二六 同二・三	平成二・四
同市同町一丁目字下平一六 〇六番一の一部	六・〇〇 四・五五 三・五〇	五・七 四・五 三・五	中建築第三 七号の二七 同二・三	平成二・四
美濃市大字笠神字土取一三三三番九	六・〇〇 四・五五 三・五〇	五・七 四・五 三・五	中建築第三 七号の二八 同二・三	平成二・四

## 東濃建築事務所

位 置	幅 員 (メー トル)	延 長 (メート ル)	指 定 番 号	年 指 定 月 日
中津川市駒場字町裏五二六番一九 六から同番七七まで	六・〇〇 五・〇〇 四・九〇	六・六 五・六 四・九	東建築第一 五号の一一 東建築第六 号の一一	平成一・三 同二・三
同市茄子川字鳳雲庵九九七番七	六・〇〇 五・〇〇 四・九〇	六・六 五・六 四・九	東建築第一 五号の一一 東建築第六 号の一一	平成一・三 同二・三
中津川市駒場字町裏五二六番一九 六から同番七七まで	六・〇〇 五・〇〇 四・九〇	六・六 五・六 四・九	東建築第一 五号の一一 東建築第六 号の一一	平成一・三 同二・三

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第一百四十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 処分をした年月日

平成二十五年三月二十一日

二 被処分者

東濃設計社

所在地

岐阜県瑞浪市山田町一五五九番地一

開設者の氏名

白石 敏明

建築士事務所の別

一級建築士事務所

登録番号

岐阜県知事登録第六三九三号

三 処分の内容

平成二十五年四月一日から三か月の建築士事務所の閉鎖

四 処分の原因となつた事実

東濃設計社の管理建築士である者が法第十条第一項の規定により国土交通大臣から懲戒処分を受けた。

岐阜県告示第一百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡東白川村越原字砂場九九七の一

**二 指定の目的**

落石の危険の防止

**三 指定施業要件****(一) 立木の伐採の方法**

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 示****大規模小売店舗の新設の届出に関する件**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年四月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月12日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年四月一日

**二 届出者の氏名又は名称**

オリックス株式会社

**三 建物の名称及び所在地**

（仮称）関市寿町複合店舗

**四 大規模小売店舗の新設日**

平成二十五年十一月三日

**五 店舗面積**

二、〇一六平方メートル

**六 駐車場の収容台数**

八五台

**七 荷さばき施設の面積**

一一〇平方メートル

**大規模小売店舗の変更の届出に関する件**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年四月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日  
平成二十五年四月三日  
二 届出者の氏名又は名称

三	株式会社三洋堂ホールディングス 建物の名称及び所在地 三洋堂書店長良店
四	大規模小売店舗を設置する者の名称 (変更前) 株式会社三洋堂書店 (変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役 加藤和裕
	(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕
	公共測量の終了
	測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
	平成二十五年四月十一日
	岐阜県知事 古 田 肇

一	作業機関 岐阜県知事 古 田 肇
二	作業種類 国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所
三	作業期間 平成二十四年八月二十七日から 同二十五年三月十五日まで
四	作業地域 高山市（高山都市計画区域）
	公共測量の終了
	測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本巣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
	平成二十五年四月十一日
	岐阜県知事 古 田 肇

三 公共測量（道路台帳更新）  
 作業期間 平成二十四年五月一十八日から  
 同二十五年三月二十二日まで  
 四 作業地域 本巣市全域

開発行為の工事の完了  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第三十六条第三項の規定により公示する。  
 平成二十五年四月十一日

岐阜県知事 古 田 譲

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二六号の一 同岐建築第三〇号の二 同岐建築第三二号の三 同岐建築第三三号の四 同岐建築第三四号の五 同岐建築第八一号の六 同岐建築第八四号の七 同二五・一・七	羽島市足近町五丁目五八一番及び五八三番 本巣市小柿字下起一〇五六番外四〇筆	道路	岐阜市薮田南四丁目一番一五号 株式会社アルミニック 代表取締役 末 武 悟
開発登録簿による位置及び区域	公共施設の位置及び区域	開発登録簿による位置及び区域	開発登録簿による位置及び区域
安八郡輪之内町大藪字西ノ寺六一三番 六二五番一、六二五番二、六四一番、 六四四番三、六四五番、六四六番、六四八番及び六四九番	道路、水路 消防の用に供する貯水施設	同	福井県坂井市丸岡町下久米田三八 三三 ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤 永 賢 一
安八郡安八町南今ヶ瀬字中筋五四一一番 一及び五四二番一	道路、綠地	同	安八郡輪之内町大藪一三五 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 和 雄
愛知県豊橋市神ノ輪町一〇番地の二 株式会社光克 代表取締役 洪 本 正 克			

土地改良法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区役員の退任及び就任

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。



## 就任した役員

平成二十五年四月十二日発行

発 行 所

岐 阜 県  
県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐 阜 文 芸 社

同 小木曾 一 隆 同 三郷町佐々良木一九四番地二五八